

一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年8月18日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構佐賀病院

院長 島 正義

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達等件名

医薬品158品目

(2) 購入等件名及び数量

別途配布する入札説明書等のとおり

(3) 納入期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日までとする。

(4) 納入場所

独立行政法人国立病院機構佐賀病院内 佐賀市日の出一丁目20-1

(5) 入札方法

入札金額については、購入物品のほか納入に要する一切の費用を含めた上で、品目毎にそれぞれの医薬品の単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時まで「物品の販売等」のA、B、Cの等級に格付けされ、九州ブロックの競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州ブロックにおける競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 開札日までの期間に独立行政法人国立病院機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (6) 薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明した者であること。
- (7) 購入する医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。
- (8) 当該調達物品について、契約期間中、常に安定供給できる者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札説明書の交付場所
〒849-8577 佐賀市日の出一丁目20-1
独立行政法人国立病院機構佐賀病院 事務部企画課 契約係
電話 0952-30-7141（内線）1044
- (2) 入札説明の日時及び場所等
入札説明については、入札説明書等により上記3（1）の場所において、以下の時間帯に随時実施する。
土・日及び祝日を除き、9時00分より17時00分まで（ただし、12時00分より13時00分の間を除く）
※ 電子媒体（USBメモリー等）にて交付するので電子媒体を持参すること。
- (3) 入札書の提出及び問い合わせ期限
平成29年9月5日（火）17時00分（郵送の場合には受領期限までに必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
平成29年9月7日（木）10時00分 院内中会議室

4. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び、1の(1)に示した購入等件名を履行できることを証明する書類をそれぞれの受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 交渉権者及び契約価格の決定

契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(7) その他、詳細は入札説明書による。